

公益社団法人深谷市シルバー人材センター  
会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人深谷市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額2,400円とする。
- (2) 特別会員の会費は、年額1,200円とする。
- (3) 賛助会員の会費は、年額一口2,000円（一口以上）とする。
- (4) 前各号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。
- (5) 事業年度の途中で入会した会員は、月割で会費を算出し、10円未満を切り捨てた額を会費として納入するものとする。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から適用する。